

小規模自治体へのPPP / PFI導入促進に向けた 優先的検討規程の策定・運用の手引の見直し

令和4年3月14日
第8回 事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

手引の改定の進め方

【手引改定の目的】

人口10万人未満の地方公共団体について、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介や、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の手引を作成。



【改定に向けたスタンス（案）】

- アンケートに基づく小規模な地方公共団体の課題認識に対応した見直しを実施。
- ヒアリングを通じ把握した、先進的にPPP / PFIの導入を進める地方公共団体等が行っている様々な工夫、課題への対応に向けたアイデアを手引に反映。

読みやすさのための簡素化と情報の充実を両立するため、本文は必要最小限に絞り込み、詳細な情報は別紙とする。

現在の手引の目次構成

優先的検討規程策定の手引

| 本文 | |
|---------------------------------|---|
| 指針の位置づけ等 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 優先的検討の開始時期 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 1 対象事業の基準 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 2 対象事業の例外 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 適切なPPP/PFI手法の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 1 採用手法の選択 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 簡易な検討 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 1 費用総額の比較による簡易な検討 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 2 その他の方法による簡易な検討 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 詳細な検討 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| 評価結果の公表 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント 優先的検討規程の例 |
| PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> 指針の内容 指針のポイント |
| 別紙1 採用手法選択フローチャート | |
| 別紙2 4関連 PPP/PFI手法簡易定量評価調書に関するもの | |
| 別紙5 6関連 簡易な検討の計算表関連 | |
| その他 参考資料 | |

優先的検討規程運用の手引

| 本文 | |
|-------------------------------|--|
| 序章 | <ul style="list-style-type: none"> はじめに 本手引の位置づけ等 |
| 第1章 実行ある優先的検討の運用に向けて <基礎編> | <ul style="list-style-type: none"> 優先的検討の運用上の課題について 優先的検討プロセスに関するQ&A PPP/PFI手法選択の考え方 簡易な検討における数値設定について |
| 第2章 PPP/PFIの推進に向けて <応用編> | <ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI推進アクションプランの考え方について 優先的検討段階における収益化の検討方法 庁内体制の構築について |
| 第3章 PPP/PFI事例集 <事例編> | <ul style="list-style-type: none"> はじめに 事業分野別 事例集 収益型事業 事例集 コンセッション事業 事例集 |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> VFM分析データ 支援制度の紹介 |

改定ポイント 優先的検討の対象事業の捕捉やタイミングについて

- l 個別施設計画や基本構想等の策定段階からPPP/PFIの検討を意識しておくことで、庁内の意思統一の円滑化や、重複した検討の合理化による作業量削減等が期待できる。
- l 予算・議会のスケジュールを意識することで、手戻りの防止などが期待できる。
- l 基本構想の段階で簡易検討手続の内容を整理し、早期かつ円滑に外部アドバイザーの支援を得る体制を確保することもマンパワーの課題に対して有用と考えられる。（参考 地方公共団体向けサービス購入型P事業実施手続簡易化マニュアル）
- l PFI事業の期間満了時のタイミングにおける次期事業検討時においても優先的検討の実施が望ましい。（参考 P事業における事後評価等マニュアル）
- 規程策定の手引の「優先的検討の開始時期」にこれらの内容を追記することとしてはどうか。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- イ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の「行動計画」（以下「インフラ長寿命化行動計画」という。）の策定又は改定を行うとき
- ロ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- ハ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

【手引に追記するポイント】

- 構想段階からPPP/PFIに関して検討に必要な情報収集を行う必要性を記載
- 早期段階で検討対象事業を捕捉する体制の必要性を記載（優先的検討の開始時期が遅延しないことを目的）
- 迅速化した場合のPFI事業のスケジュール感を記載（基本構想から契約締結までに概ね2年半から3年程度）
地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアルを参照
- PFI事業における次期事業の優先的検討の考え方を記載
PFI事業における事後評価等マニュアル（令和3年度）を参照

改定ポイント 優先的検討の対象事業の捕捉やタイミングについて

【事例 - 1 優先検討の開始時期】

出典:小郡市「小郡市PPP/PFI 導入指針」

(2) PPP / PFI手法導入の検討の開始

優先的検討の開始時期は、公共施設等の整備等の方針を検討する時期とします。

具体的な時期は、次のとおりです。

優先的検討の具体的な開始時期

新たに公共施設等の整備を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき

公共施設等の運営等の見直しを行うとき

市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき

公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき

その他の公共施設等の整備等の方針を検討するとき

【事例 - 2 対象事業の捕捉やタイミング】

出典:別府市「べっぴん公民連携ガイドライン」

2. 庁内検討体制

PPP手法の検討にあたっては、事業担当課がそれぞれの方法で検討するのではなく、より効率的かつ統一的に検討するため、次のとおり庁内体制を構築します。

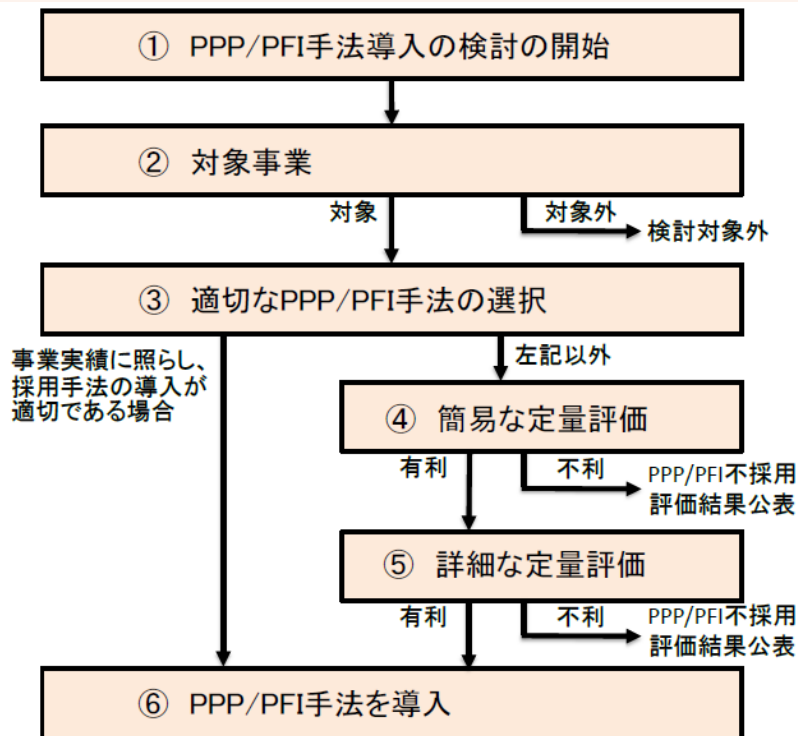
(1) 事業担当課と財政課(公共施設マネジメント係)の役割

| 事業担当課の役割 | 財政課(公共施設マネジメント係)の役割 |
|--|--|
| <p><u>事業を発案し、基本構想等を策定する段階で財政課(公共施設マネジメント係)と協議する。</u></p> <p>民間と対話できるよう余裕を持った施設整備等のスケジュールを立てる。 公共施設マネジメント推進会議の意見を踏まえ、予算化等の手続きをとる。 実施方針の作成、事業者の公募・選定、契約、モニタリングを行う。</p> | <p>民間事業者と事業担当課とをつなぐワンストップ窓口。 対象事業の選定方法や、事業手法の検討及び決定方法を統一化する。 事業手法の検討にあたり、全庁的かつ専門的な推進体制を構築する。 地場企業がPPPに参画できるように地域プラットフォームを活用する。</p> |

改定ポイント 規程運用に係る庁内体制の工夫

- Ⅰ 規程の策定、円滑な運用に際しては、庁内の体制構築が重要であり、とりまとめ部門と、財政部門、事業所管部門、事業実施部門等の連携が確保されていることが重要。
- Ⅰ とりまとめ部門にPPP/PFIのノウハウが蓄積され、各関連部門への支援体制（事業化の伴走、定期的な研修、情報周知など）が構築されていることで、規程の円滑な運用が図られている事例がある。またとりまとめ部門の設置が難しい場合は、既存部門が業務分掌で役割を兼務している事例もあり、団体毎に工夫がされている。
- 規程において、運用時のフロー、庁内体制、各部門の役割を明記してはどうか。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(概要)



【手引に追記するポイント】

- **推進体制**を記載
(とりまとめ部門と、財政部門、事業所管部門、事業実施部門等の役割)
- **規程運用のフロー図**を記載
(導入検討の各段階の部門別の役割の明示)

改定ポイント 規程運用に係る庁内体制の工夫

【事例 PPP / PFIの推進体制・フロー図】

出典：小郡市「小郡市PPP/PFI 導入指針」

2 - 1 PPP / PFIの推進体制

PPP / PFI導入の検討・決定・実施に当たっては、市としての統一的な手順によって進める必要があります。本市においては、「事業担当課」がPPP / PFI導入の検討や具体的な事業手続を円滑に進めていくために、「経営戦略課」が各種の支援を行い、PPP / PFI導入における重要事項については、「行政改革推進本部」での審議、決定を受けることを義務付けることとします。

(1) 事業担当課

事業担当課は、個別事業におけるPPP / PFI導入の検討を行い、PPP / PFI導入の決定を受けた事業について、実施方針の策定、事業者の選定等具体的な事務を進めていきます。PPP / PFI導入の検討・決定・実施に当たっては、経営戦略課と協議の上、行政改革推進本部での審議、決定を経て、市長決裁を受けることとします。

また、契約手続について財政課との連絡・調整を行い、必要に応じ、外部アドバイザーを活用することで、円滑に事業を実施します。

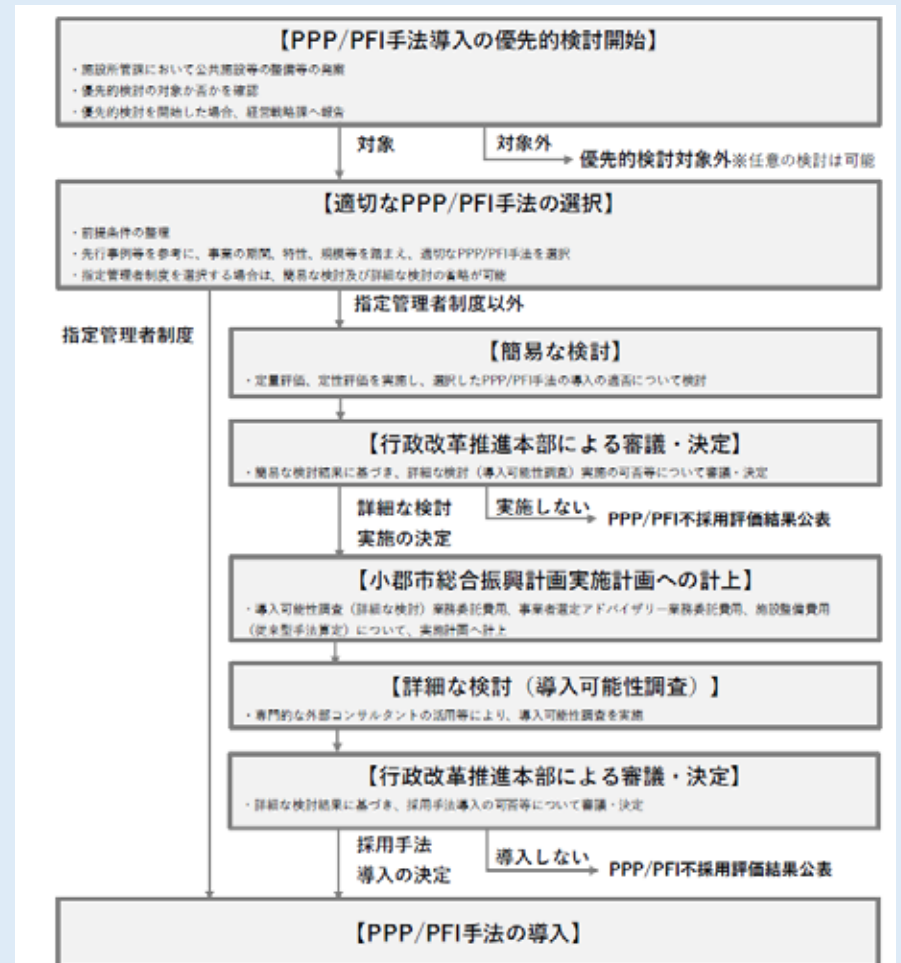
(2) 経営戦略課

全庁的にPPP / PFI導入を推進していく部署で、PPP / PFI導入の検討・決定・実施における事業担当課への各種支援等を行います。また、行政改革推進本部の事務局として、行政改革推進本部会議の運営等を担います。

(3) 外部アドバイザー（コンサルタント）

(略)

【事業担当課が行う優先的検討】



改定ポイント 検討対象事業の設定(事業費基準等)

- Ⅰ 検討対象について、小規模自治体を中心に、指針に記載のある事業費基準を満たす対象事業が存在しないという意見が多いが、一律に事業費基準を下げた場合、検討作業等の負担が大きくなることが懸念される。
- Ⅰ 小規模な団体でも、PPP/PFI導入に意欲的に取り組む団体は事業費基準を柔軟に運用し、検討対象を広げている事例もある。
- 事業費以外の基準を設けることや、事業規模が小さな案件でPPP/PFIが実際に活用され、効果が検証されている事業例を示すことで、事業規模の小さい案件におけるPPP/PFIの活用促進ができないか。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

- 二 対象事業
- イ 対象事業の基準
公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。
ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。
(1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
(2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)
- ロ 事業費基準の例外
イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

優先的検討規程策定の手引き

- 三 事業費基準
指針では、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)及び単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)を事業費基準としていますが、PPP/PFI手法導入を積極的に図るために、これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除されているものではありません。例えば、地域の民間事業者による公共施設整備事業の実施を期待する場合に、当該基準を下げるのが考えられます。
指針の事業費基準は、内閣府及び総務省が実施した全地方公共団体向けのアンケート調査(「PPP/PFIの実施状況等に関する調査について(依頼)」(平成27年8月31日府政経シ494号総行地第116号))の結果を踏まえたものです。具体的には、優先的検討規程と類似の制度を有する地方公共団体のうち、指針の事業費基準と同様の基準を設けているものが、建設を含む事業費にあつては約76%、運営等に限る事業費にあつては約94%でした。

【手引に追記するポイント】

- **検討案件の裾野の拡大と、導入効果及び職員負担増加のバランスを考慮**をした金額規模基準や対象事業の設定
- **金額規模基準にとらわれずに検討の対象とする柔軟な規定運用**
(事例)
 - ・ 金額基準を柔軟に変更する
 - ・ 金額以外の要素を加える

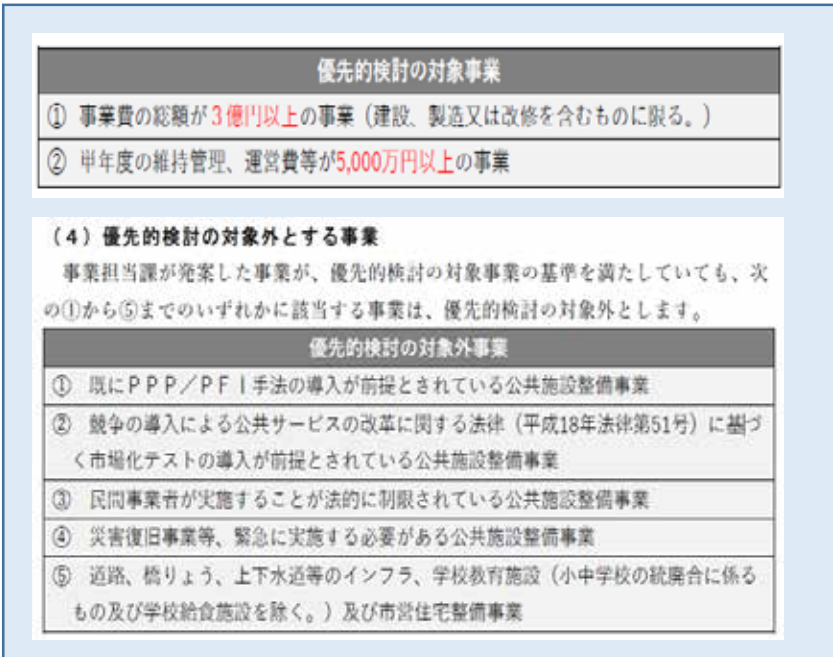
改定ポイント 検討対象事業の設定(事業費基準等)

【事例 - 1 事業費基準を柔軟に変更している例】

小郡市(人口10万人未満)の場合

- ・ 策定の手引きで示す基準とする場合、対象事業数が少なくなり、PPP/PFIの可能性を検討する機会がほとんど生じない。そのため、金額基準を柔軟に運用し、直近の整備施設の事業費を参考に対象とする事業費基準を設定した。
- ・ 一方、マンパワーやノウハウの観点から各施設の所管部門との協議も踏まえ検討の対象外とする事業を設定した。

出典:小郡市「小郡市PPP/PFI 導入指針」



【事例 - 2 事業費基準以外の要素を追加している例】

甲府市(人口10万人以上20万人未満)の場合

- ・ 民間活力の活用による事業の効率化及び市民サービスの向上を図るため、事業担当課におけるPPPの積極的な導入を支援する事を目的にガイドラインを策定。
- ・ ガイドラインは、市の公共施設等総合管理計画とも連動しており、市の公共施設再配置計画と連動させるため、優先的検討の対象事業に、敷地面積3,000㎡、延床面積1,000㎡以上の事業を加えた。

出典:甲府市公共施設等マネジメントにおけるPPP 導入ガイドライン



改定ポイント 簡易な検討の省略による負担軽減

- I 手引においては、指針に規定される評価を経ずに採用手法導入を決定する場合については、過去の事例による実績等により、簡易な検討を省略することができるとなっている。
- 手続きの簡略化につながることを期待できる簡易な検討を省略した具体事例を紹介し、より柔軟な運用を図る手法を周知してはどうか。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

三 適切なPPP/PFI手法の選択

□ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、公共施設等の管理者等は、次の四の簡易な検討及び三 五の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

優先的検討規程策定の手引

3 優先的検討規程の例

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

□ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式

次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

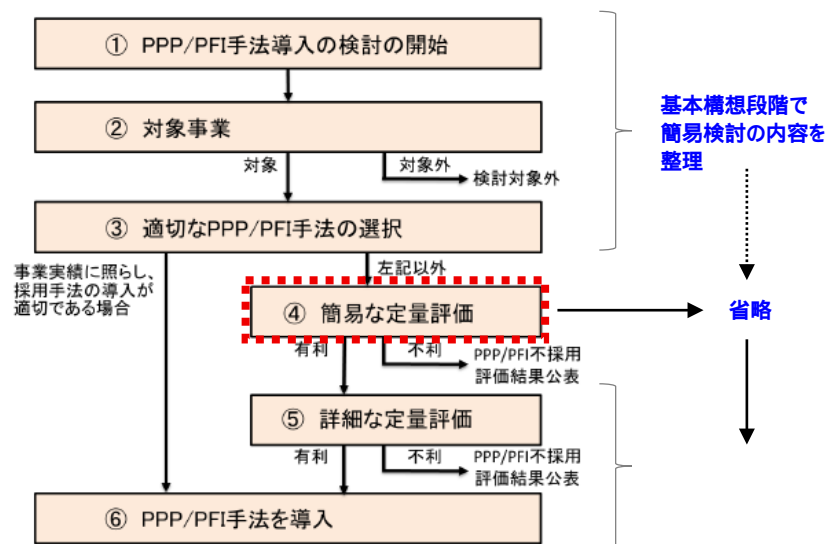
八 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

【事例 簡易な検討の省略】

かほく市(人口10万人未満)の場合

- ・ 検討案件について、基本構想段階で、建設事業がメインで、施設整備費用が大きいという判断により、簡易検討を行わず、外部コンサルを入れた詳細検討に進めた。
- ・ 事業化までのスケジュールがタイトであったが、短期間で効率的に進められた。



改定ポイント 簡易検討におけるVFM算定に代わる評価方法 (定性的評価)

- Ⅰ 負担が大きいとの指摘の多いVFMの算定について、現在は、簡易検討段階、詳細検討段階両方で行うことを標準とした記述となっている。
- Ⅰ VFM算定に代わる定性評価により簡易検討を行うことで円滑に優先的検討を進めている事例がある。
- 「詳細な検討を行うまでもなくPPP/PFI手法を導入しない」事業を抽出することが簡易検討の趣旨であることを踏まえ、簡易検討の負担軽減を図るため、VFM算出以外の定性的評価による簡易検討の手法を周知してはどうか。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

四 簡易な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、次の五の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次の口の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなくPPP/PFI手法を導入しないこととすることができるとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

ロ 評価基準

(1) 費用総額の比較による評価

(略)

(2) その他の方法による評価

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

優先的検討規程策定の手引き

3 優先的検討規程の例

2 その他の方法による簡易な検討

二 その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

【手引に追記するポイント】

- **定量評価によらない場合の検討調査**フォーム例を記載

下図はイメージ

(PPP/PFI事業導入効果に係る定性的な評価の簡易シート)

PPP/PFI手法導入定性的評価調査

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 理由・内容 |
|------------|-------------------------------|----|-------|
| 新たな事業機会の創出 | 民間事業者による創設工夫の発達の余地はあるか | | |
| | 民間事業者の参画可能性はあるか | | |
| | 事業の競争性はあるか | | |
| | 民間事業者の参画による事業の質的向上の可能性はあるか | | |
| | 公共と民間の間でリスクの明確化及び適切なリスク分担が可能か | | |
| 民間事業の喚起 | 法令上の制約はないか | | |
| | 安定した需要が見込めるか | | |
| | 長期型の契約が可能か | | |
| 財政的メリット | 収益事業の実施が可能か | | |
| | 費用の削減もしくは収入の増加が見込めるか | | |
| 事業実施上の課題 | 事業実施に適切な検討時間を確保できるか | | |
| | 事業を実施する上で、デメリットとなり得る事項はあるか | | |

※評価欄には、「○：該当する」、「△：該当するが懸念事項あり」、「×：該当しない・課題あり」のいずれかを記入する。

(事業概要調査)

記入日： 年 月 日

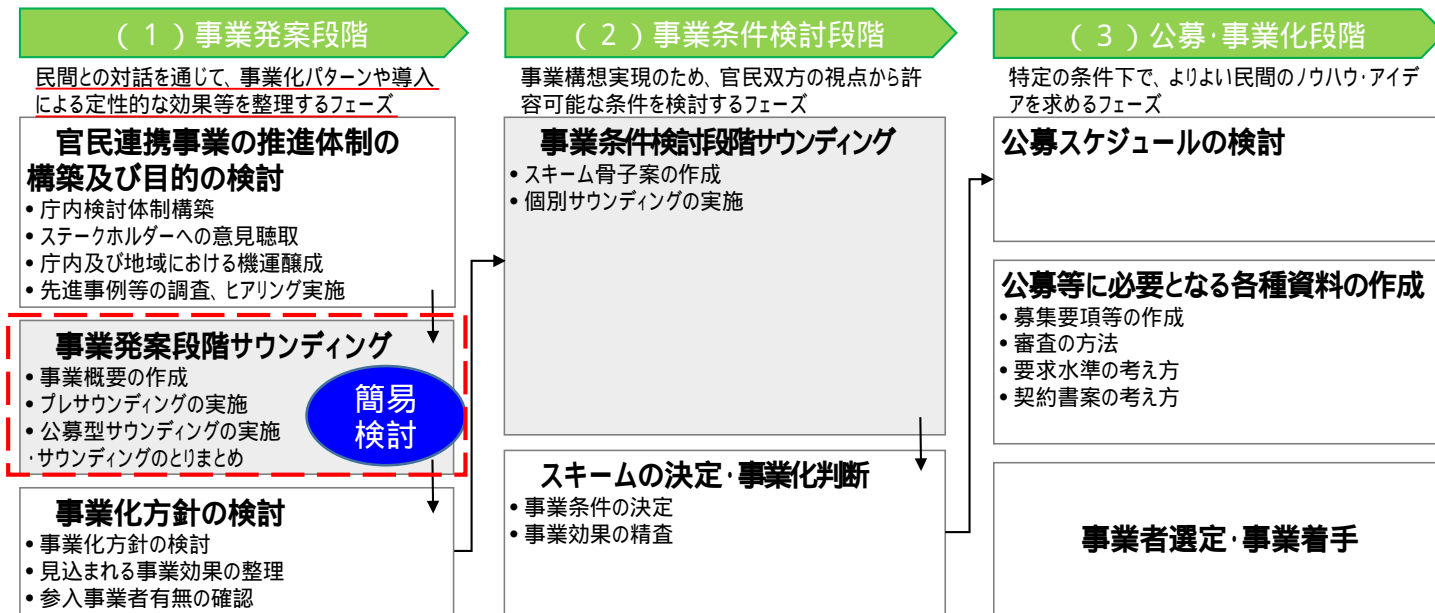
| | | | |
|----------|---|--|--|
| 事業名称 | | | |
| 事業概要 | 事業目的 事業内容 | | |
| 用地 | 所在地 | | |
| | 土地確保 計画上の規制 | <input type="checkbox"/> 市有地 <input type="checkbox"/> 公有地 (<input type="checkbox"/> 買収・ <input type="checkbox"/> 賃借) | |
| 建設 | 事業規模 | 病床定数： 整備種別 | |
| | 用地取得費 設計・建設費 | <input type="checkbox"/> 新設・増設 <input type="checkbox"/> 現地更新 <input type="checkbox"/> 移転更新 <input type="checkbox"/> 大規模修繕・修繕 <input type="checkbox"/> 統合・複合化 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 概算事業費 | 維持管理・運営費 (年間) | | |
| | 起事業費 | | |
| 事業スケジュール | | | |
| 補償制度の有無 | <input type="checkbox"/> 有 (名称：) 制度内容： <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 先行類似事例 | | | |

改定ポイント 簡易検討におけるVFM算定に代わる評価方法 (サウンディング)

- ① ヒアリング結果によれば、事業化にあたって民間事業者へのサウンディング（対話）の有用性が示されている。
- ① 内閣府の優先的検討の策定・運用にかかる支援業務の既往調査においても、サウンディングの有用性が指摘されている。
- ② サウンディング調査方法の詳細は、「専門家派遣によるハズオン支援の成果（国土交通省）」をはじめ、他省庁のガイドラインでも示されており、紐づけを図ることで、事業化プロセスにおける負担軽減を図ってはどうか。

【手引に追加するポイント】

- ② 簡易検討に活用する民間事業者へのサウンディング調査の概要や方法について関連マニュアルと紐づけを図る



出所 専門家派遣によるハズオン支援から得られた官民連携事業の具体化のポイント集概要（国土交通省）をもとに作成